

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

大和市

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 目次

1. 計画の策定にあたって	1
1) 計画で定める事項	1
2) 計画の位置づけ	1
3) 計画の期間	2
4) 計画策定のポイント	2
5) 基本的な考え方	3
6) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の変更点	4
2. 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	6
1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
3) 地域生活支援の充実	10
4) 福祉施設から一般就労への移行等	12
5) 障がい児支援の提供体制の整備等	14
6) 相談支援体制の充実・強化等	16
7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	18
3. 指定障がい福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込	19
1) 訪問系サービス	19
2) 日中活動系サービス	21
3) 居住系サービス	24
4) 計画相談支援	25
5) 障がい児通所支援	26
6) 発達障がい者等に対する支援	28
4. 地域生活支援事業の実施に関する事項	29
1) 理解促進研修・啓発事業	29
2) 自発的活動支援事業	29
3) 相談支援事業	30
4) 成年後見制度利用支援事業	31
5) 成年後見制度法人後見支援事業	31
6) 意思疎通支援事業	32
7) 日常生活用具給付等事業	32
8) 手話奉仕員養成研修事業	33
9) 移動支援事業	33
10) 地域活動支援センター事業	34
11) 日中一時支援事業	34
12) 訪問入浴サービス事業	34
5. 目標値と必要量を確保するための方策	35
1) 適切な障がい福祉サービス等の提供体制の整備	35
2) 障がい福祉サービス等を提供する事業者の充実	35
3) 近隣市町村等との広域的な連携	35
資料編	36

1. 計画の策定にあたって

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）及び「児童福祉法」に基づき作成される、国の基本指針に即して策定します。

なお、「障害者総合支援法」第88条第6項において、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に定めることができると規定されていることから、本市は一体的に定めることとします。

1) 計画で定める事項

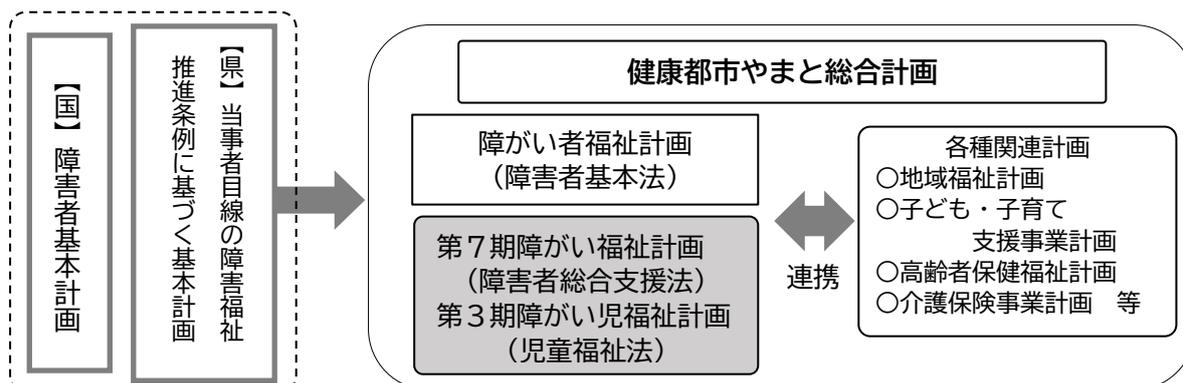
「障害者総合支援法」第88条、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき、国の基本指針に沿って、成果目標、障がい福祉サービス・障がい児支援等の見込量、地域生活支援事業の見込及び提供体制の確保に関する事項を定めます。

<定める事項>

- 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する事項
- 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 目標値と必要量を確保するための方策 等

2) 計画の位置づけ

- ・市町村における障がい福祉に関する法定計画は、「障害者基本法」第11条において規定される「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」の3つの計画があります。
- ・本計画は、地域の実情に合わせて障がい福祉サービス等の数値目標やサービスの見込量等を定めています。
- ・一方、「障がい者福祉計画」は、「市町村障害者計画」にあたる計画として位置づけられ、本市の障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性を定める基本計画です。



3) 計画の期間

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の期間は、国の基本指針で定めるとおり3年間とし、令和6年度から令和8年度までとします。

	令和											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
障がい者福祉計画					→	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
障がい福祉計画・障がい児福祉計画		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

4) 計画策定のポイント

○計画の方針は前期計画を踏襲しつつ、課題の変化に臨機応変に対応します。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定時の「基本的な考え方」において示した方針を基本的に踏襲しつつ、共生社会の実現や障がい児発達支援の充実等、社会の課題の変化にも適切に対応します。

○前期計画の進捗状況の分析と評価に基づく計画とします。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績に基づき、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に向けた課題の整理を行い、それらを踏まえサービス基盤整備を推進します。こうした取り組みを念頭に置き、数値目標及びサービス見込量を設定します。

○策定期間中であっても、状況に変化に応じ内容を変更します。

指定障害サービス、指定通所支援等の種類ごとの見込量等については、自立支援協議会等を活用し、新たな需要が発生していることが確認できた場合は策定期間中であってもこれを変更する等、地域の実情を柔軟に反映します。

5) 基本的な考え方

○障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援の実施

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

○障がい種別によらない障がい福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）ならびに難病等、障がいの種別や年齢にかかわらず、必要なサービスが利用できるよう、市内の相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」と連携し、支援を実施していきます。

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応し、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

○地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域の実情に応じた柔軟なサービス提供や、医療を要する状態にある障がい者等が、円滑な支援が受けられるよう、介護、福祉、医療、保育、教育等が一体となった支援体制の整備を進めます。

○障がい児の健やかな育成のための発達支援の実施

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

○障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたり安定的な障がい福祉サービス等を提供するため、専門性を高めるための研修や多職種間の連携の推進などに取り組めます。

○障がい者の社会参加を支える取り組みの推進

障がい者等の地域における社会参加を促進するため、障がい者等の多様なニーズを踏まえ、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

以上の考え方に基づき、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標と活動指標の設定を行いました。

6) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の変更点

第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画	第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画
1. 計画の策定にあたって 1) 計画で定める事項 2) 計画の位置付け 3) 計画の期間 4) 計画策定のポイント 5) 基本的な考え方 6) 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画の変更点	1. 計画の策定にあたって 1) 計画で定める事項 2) 計画の期間 3) 計画の位置付け 4) 計画策定のポイント・変更点 5) 基本的な考え方 6) 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画の変更点
2. 成果目標 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2) 地域生活支援拠点などが有する機能の充実 3) 福祉施設から一般就労への移行 4) 障がい児支援の提供体制の整備 5) 相談支援体制の充実・強化等 6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	2. 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 【成果目標】 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 3) 地域生活支援の充実 4) 福祉施設から一般就労への移行等 5) 障がい児支援の提供体制の整備等 6) 相談支援体制の充実・強化等 7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
3. 障がい福祉サービス及び障がい児支援の種類ごとの必要量の見込 ○訪問系サービス ○日中活動系サービス ○居住系サービス ○相談支援 ○障がい児通所支援等	3. 指定障がい福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとに必要な量の見込 【活動指標】 ○訪問系サービス ○居宅系サービス ○施設系サービス ○相談支援 ○障がい児サービス ○発達障がい者等に対する支援
4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込	4. 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 ○実施する事業の内容 ○事業の実施に係る量の見込
5. 発達障がい者等に対する支援	
6. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
7. 目標値と必要量を確保するための方策	5. 目標値と必要量を確保するための方策

2. 障がい福祉サービス等及び

障がい児通所支援等の提供体制に係る目標

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none">・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。

(成果目標等の設定にあたってのポイント)

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

令和2年度から令和5年度における地域生活移行者数は2名にとどまりました。前期計画における目標値は5人であり、目標達成はできませんでした。グループホーム等は増加傾向にあるものの、当事者への意思決定支援の進め方や当事者のニーズを満たすサービス提供体制の構築など障がい者の地域への移行は多くの課題があることがわかりました。

国の指針では、令和8年度末時点において、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本としていることから、地域移行者数を9人(6.3%)と設定しました。

(2) 施設入所者数の削減

施設入所者の削減については、前期計画では、令和5年度末の施設入所者数を153人と設定しているところ、令和4年度末時点入所者数は142人となっており、7%以上の入所者数削減を達成しています。

国の指針では、令和8年度末時点において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上の削減することを基本としています。入所者数は減少傾向で推移していることから、施設入所者削減数を8人(5.6%)と設定しました。

【成果目標】

項目	数値	備考
令和4年度末の入所者数…A	142人	
新規施設入所者数…B	10人	令和6年度～令和8年度の 入所者数合計
地域移行者数…C 【目標値】	9人 (6.3%)	$9 \div 142 \times 100 \div 6.3$
その他退所者数…D	9人	令和6年度～令和8年度までの 退所者数合計
令和8年度末の施設入所者数	134人	$A + B - (C + D)$
施設入所者削減数 【目標値】	8人 (5.6%)	$8 \div 142 \times 100 \div 5.6$

【参考:入所者数の推移の見込】

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年度末入所者数	142人	138人	137人	136人	134人
(うち県内施設)	131人	128人	127人	127人	125人
(うち県外施設)	11人	10人	10人	9人	9人
新規入所者数【追加】	9人	4人	5人	4人	4人
地域移行者数	1人	1人	3人	3人	3人

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度における、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を325.5日以上とすることを基本とする。 ・令和8年度における、精神病床における一年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。 ・令和8年度における退院率を、入院後3カ月時点68.9%以上、入院後6カ月時点84.5%以上、一年時点91.0%以上とすることを基本とする。

(成果目標等の設定にあたってのポイント)

精神障がい者が安心して地域生活を送れるよう、障害者自立支援協議会傘下の精神保健福祉部会において保健・医療・福祉関係者が出席する協議の場を設け、重層的な支援体制を構築するための協議を行います。

なお、国の指針で示された項目は、いずれも神奈川県計画にて取り扱うことから、本計画では活動指標を設定します

【活動指標】

	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回	12回
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20人	20人	20人	20人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	3人	4人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	102人	105人	107人	110人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練 【新規】	30人	33人	34人	35人

3) 地域生活支援の充実

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等を整備する。 ・地域生活支援拠点の機能を充実させるため、コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備をすることを基本とする。

(成果目標等の設定にあたってのポイント)

県の事業や地域における既存施設・事業所の機能を活用し、本市の地域生活支援拠点については、面的整備済みとしています。介護者の高齢化や親亡き後も安心して生活するため、地域生活支援拠点等が有する各機能の充実・強化へ向け、検証及び検討を実施します。

また、国の指針に従い、関係機関と連携しながら、強度行動障がい者に対する支援体制の構築に努めます。

【成果目標】

	令和5年度 (実績)	令和8年度 (目標)
地域生活支援拠点設置	設置	設置
地域生活支援拠点コーディネーターの配置【新規】	—	配置
拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置【新規】	—	配置
地域生活支援拠点の機能を充実させるための体制構築【新規】	—	構築
地域生活支援拠点の運用状況等の検証及び検討の実施【新規】	—	実施
強度行動障がい者に対する支援体制の整備【新規】	—	整備

【活動指標】

	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数【新規】	－	－	1名	1名
拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数【新規】	－	－	－	1名
地域生活支援拠点の機能を充実させるための体制構築【新規】	－	－	－	構築
拠点機能に係る検証及び検討の実施回数	0回	1回	2回	2回
強度行動障害者に対する支援体制の整備【新規】	－	－	－	整備

4) 福祉施設から一般就労への移行

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none">・令和8年度における、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度の実績の1.28倍以上とすることを基本とする。就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業については1.31倍、就労継続支援A型事業については1.29倍、就労継続支援B型事業については1.28倍とする。・令和8年度における、就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。・令和8年度における、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(成果目標等の設定にあたってのポイント)

令和5年度末の目標であった、一般就労への移行者数57人は達成されました(内訳における目標値含む)。市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所は85%であり、こちらも目標を達成しております。

一般就労への移行者数は増加傾向で推移していることから、引き続き障がい者等の就労支援に向け、ハローワークや関係機関等との連携を強化するとともに、国の指針に基づき、目標を設定しました。

【成果目標】

	項目		令和8年度 目標値
1	令和3年度の一般就労への移行者数	61人	
	(内訳) 就労移行支援事業	50人	
	就労継続支援A型事業	2人	
	就労継続支援B型事業	5人	
	その他	4人	
	令和8年度の一般就労への移行者数	78人	1.28倍
	(内訳) 就労移行支援事業	66人	1.32倍
	就労継続支援A型事業	3人	1.5倍
	就労継続支援B型事業	7人	1.4倍
	その他	0人	
2	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労に移 行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の 割合【新規】		5割
3	令和3年度の就労定着支援の利用者数	55人	
	令和8年度の就労定着支援の利用者数	80人	1.45倍
4	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上 の事業所の割合		7割

5) 障がい児支援の提供体制の整備等

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none">・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。・令和8年度末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを行う事業所を1カ所以上確保することを基本とする。・令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(成果目標等の設定にあたってのポイント)

(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障がい児通所支援体制を構築します。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援するため、児童発達支援センター及び専門的機能を有した事業所の利用促進を図ります。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を進めます。

【成果目標】

	令和5年度 (実績)	令和8年度 【目標】
児童発達支援センター設置数	1カ所	1カ所
障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 【新規】	—	構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	2カ所	2カ所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	2カ所	2カ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済
医療的ケア児に関するコーディネーター(又はコーディネーター機能を有する支援機関)の設置	設置	設置

【活動指標】

	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数【新規】	2人	2人	2人	2人

6) 相談支援体制の充実・強化等

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、相談体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ・地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(成果目標等の設定にあたってのポイント)

障がい者等が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用、および障がい者等のニーズに対応する相談支援体制の確保が不可欠です。

本市では、基幹相談支援センターである大和市障害者自立支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援体制を構築しています。引き続き、市の相談支援事業である「なんでも・そらだん・やまと」および相談支援各事業所への指導や助言、各種研修を通じた相談支援専門員の育成およびスキルアップに努め、相談支援体制のさらなる強化に努めていきます。

【成果目標】

	令和8年度 【目標】
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保【新規】	確保
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保【新規】	確保

【活動指標】

	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者への専門的指導・助言件数	10件	10件	10件	10件
地域の相談支援事業者への人材育成支援件数	12件	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化取組実施回数	12回	12回	12回	12回
個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	－	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数【新規】	2人	2人	2人	2人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	2人	2人	2人	2人
協議会における参加機関数【新規】	24機関	24機関	24機関	24機関
協議会の専門部会の設置数【新規】	3部会	3部会	3部会	3部会
協議会の専門部会の実施回数【新規】	36回	36回	36回	36回

7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な人材養成の推進体制の構築 ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の構築

(成果目標等の設定にあたってのポイント)

障がい福祉サービス等が多様化する中、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活するためには、その方のニーズを把握し、適切なサービスを提供することが重要です。そのために、福祉にたずさわる職員を、国・県等が主催する各種研修に積極的に参加させ、障害者総合支援法や障がい者・障がい児政策の理解を深める等、福祉人材の養成に努めます。

また、障害者自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤等の事例について市内事業所等と連携・共有することで、障がいサービス等提供事業所の適正な運営を確保します。

【成果目標】

	令和8年度 【目標】
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施するための体制の構築【新規】	構築

【活動指標】

	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
神奈川県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	20人	20人	20人	20人
自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有した回数	1回	1回	1回	1回

3. 指定障がい福祉サービス等及び

指定通所支援等の種類ごとに必要な量の見込

居宅介護・生活介護・就労移行支援・短期入所等の指定障害福祉サービス、相談支援、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の令和8年度までの必要量を実績に応じて見込んでいます。

「障害者総合支援法」及び計画の基本指針にならない、障がい児・者を複合した表記を「障がい者等」としています。

なお、「年度別月あたりの見込量」が0となっているものについては、自立支援協議会等を活用し、サービスのニーズ及び提供体制の充実度の把握・分析を継続的に行います。

1) 訪問系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護	障がい者等に対して、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がい者等に対して、入浴・排せつ・食事や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者等が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって自分ひとりで行動することが著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者等に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

1. 居宅介護

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	3,700	3,900	4,100
利用者数/月	225	227	230

2. 重度訪問介護 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	2,700	2,800	2,900
利用者数/月	6	6	7

3. 同行援護 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	700	740	760
利用者数/月	37	39	40

4. 行動援護 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	230	240	260
利用者数/月	13	14	15

5. 重度障害者等包括支援 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0
利用者数/月	0	0	0

2) 日中活動系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、機能向上の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	機能訓練：身体機能の向上訓練を行います。 生活訓練：生活能力の向上訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労選択支援【新規】	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7年10月開始)
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	A型：雇成型 B型：非雇成型
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、一定期間、事業所や家族等への連絡調整を行います。
療養介護	常時医療と介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（福祉型）	障がい者等を自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	福祉型：障がい者支援施設等において実施します。 医療型：病院、診療所、介護老人保健施設等において実施します。

1. 生活介護

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	9,500	9,700	9,800
利用者数/月	490	500	510

2. 自立訓練(機能訓練・自立訓練)

【機能訓練】

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0
利用者数/月	0	0	0

【生活訓練】

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	650	680	710
利用者数/月	38	40	42

3. 就労選択支援※【新規】

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	—	—	—
利用者数/月	—	—	—

※就労選択支援事業は令和7年10月から開始であるため、項目の設定のみ行う

4. 就労移行支援

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,960	2,000	2,100
利用者数/月	105	110	120

5. 就労継続支援(A型・B型)

【A型】

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	700	740	800
利用者数/月	38	40	43

【B型】 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	7,200	7,300	7,500
利用者数/月	460	470	480

6. 就労定着支援 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	60	70	80

7. 療養介護 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	19	20	21

8. 短期入所(福祉型・医療型)**【福祉型】** (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	380	400	420
利用者数/月	70	72	75

【医療型】 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	25	30	35
利用者数/月	7	8	9

3) 居住系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
自立生活援助	共同生活援助や施設入所を利用していただいていた障がい者が地域生活への移行を希望する場合に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切なサービスを提供します。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う居住において、障がい者の相談や日常生活上のサービスを提供します。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

1. 自立生活援助 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	0	0	0

2. 共同生活援助 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	380	400	430

3. 施設入所支援 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	137	136	135

4) 計画相談支援

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援	障がい者の総合的な相談やサービスの利用援助等、サービス利用計画の作成等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設に入所中、または長期入院中の障がい者が、地域生活に移行するため必要な支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談等ができるよう、支援を行います。

1. 計画相談支援

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	200	205	210

【サービス提供体制の確保について】

計画相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。

2. 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

【地域移行支援】

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	3	3	4

【地域定着支援】

(年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	0	0	0

5) 障がい児通所支援（障がい児福祉サービス）

（サービスの種別とサービスの内容）

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児であって障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を対象に、自宅を訪問して児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児を対象に、障がい児支援利用計画を作成します。

1. 児童発達支援

（年度別月あたりの見込量）

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	2,711	3,058	3,449
利用者数/月	474	542	620

2. 放課後等デイサービス

（年度別月あたりの見込量）

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	7,260	7,782	8,342
利用者数/月	941	998	1,059

3. 保育所等訪問支援 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	34	38	41
利用者数/月	30	33	36

4. 居宅訪問型児童発達支援 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	1	1	1

5. 障がい児相談支援 (年度別月あたりの見込量)

年度・単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数/月	167	179	191

【サービス提供体制の確保について】

障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。

6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見には、発達障がい者およびその家族等への支援が重要であることから、保護者等がこどもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や手法を身に付け、適切な対応が出来るよう、ペアレントトレーニング等を実施します。

【活動指標】

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	10人	10人	10人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)【新規】	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人

4. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて実施するものです。令和8年度までの事業の内容及び必要量を実績に応じ見込んでいます。

1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

次のような事業を行います。

障害者差別解消法講演会	障がい者への不当な差別の禁止や合理的配慮などへの理解促進のため、講演会を実施します。
あいサポーター養成講座	多様な障がい特性や困りごとなどを理解し、障がいのある方に対する手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を展開する、「あいサポーター」養成研修を実施します。

(年度別の事業の実施の有無の見込)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施有	実施有	実施有

2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

次のような事業を行います。

- ・ピアサポート事業
- ・ボランティア活動支援

(年度別の事業の実施の有無の見込)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施有	実施有	実施有

3) 相談支援事業

(大和市中で実施している相談支援事業の種類及び内容)

	内容
障害者相談支援事業	基幹相談支援センターである「障害者自立支援センター」を中心として、「なんでも・そうだん・やまと」という名称で市内3カ所に相談窓口を設置し、障がいに関する総合相談・福祉サービスに係る情報の提供・地域生活の支援等を行います。
障害者自立支援協議会	障がい者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができるよう、協議会委員相互に情報を共有し、地域の問題解決を目指すもので、「定例会」「専門部会」「事務局会議」「個別支援会議」で構成される重層的な会議体です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等が専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方の地域生活を支援します。

(年度別の事業の実施等の見込)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	障害者相談支援事業	設置箇所数	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	基幹相談支援センター	設置状況	設置済	設置済	設置済
自立支援協議会		設置状況	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施状況	実施済	実施済	実施済
住居入居等支援事業		実施状況	未実施	未実施	実施

4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者・精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

(年度別の実施件数及び見込)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	24	31	40
市長申立件数	1	1	1

5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

本市では、大和市社会福祉協議会が実施している法人後見活動の充実を図るため、同事業を活用し支援しています。

(年度別の事業の実施の有無の見込)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施有	実施有	実施有

6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。

(年度別の年あたりの見込人数)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業の延べ利用者数	300	310	320
要約筆記者派遣事業の延べ利用者数	36	38	40
手話通訳者設置事業の実設置者数	2	2	2

7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等の日常生活が円滑に行われるための用具を給付することにより、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

(年度別の年あたりの見込件数)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付件数	4,522	4,640	4,760

8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成するための研修を行います。

(年度別の年あたりの見込人数)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数	30	30	30

9) 移動支援事業

移動支援事業は、身体障がいのうち全身性障がい、知的障がい及び精神障がい者等が移動する際の支援を行います。

(年度別の年あたりの見込量)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	170	180	190
延利用時間数	22,000	22,500	23,000

【サービス提供体制の確保について】

移動支援については、利用者側のニーズは非常に大きいものの、サービス等提供事業所の不足などから、供給量が不足している現状がアンケート調査から明らかとなりました。今後は、状況の分析を進めながら、サービス等提供事業所の誘導を図っていく必要があります。

10) 地域活動支援センター事業

障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

（年度別の年あたりの見込量）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内	実施ヶ所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	利用者数	156人	166人	176人
市外	実施ヶ所数	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
	利用者数	2人	2人	2人

11) 日中一時支援事業

日中、一時的に見守りが必要な障がい児者を対象に、日中活動の場を確保します。

（年度別の年あたりの見込量）

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	3,600	3,700	3,800

12) 訪問入浴サービス事業

ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がい者等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

（年度別の年あたりの見込人数）

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	1,144	1,248	1,352

5. 目標値と必要量を確保するための方策

1) 適切な障がい福祉サービス等の提供体制の整備

本市では、障がい者等が個人として尊重され、能力や適性に応じて地域の中で日常生活や社会生活を送ることができるよう、自立と社会参加をサポートしていくため、障害者自立支援センターを基幹相談支援センターとして設置しています。

市障害者自立支援センターを中核として、市内の3か所で実施している相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」や、障害者自立支援協議会等を活用し、障がい福祉サービス等のニーズを把握し、適切な障がい福祉サービス等を円滑に提供できるよう努めるとともに、相談支援体制の充実も図っていく必要があります。

2) 障がい福祉サービス等を提供する事業者の充実

本市には、多くの障がい福祉サービス等提供事業者があり、障がい者等の日常生活を支援していますが、そのニーズに対応するためには、障がい特性に応じた多種多様な支援が求められます。特に、医療的ケアが必要な方、重度障がい者に対する支援ニーズは高い反面、サービスの提供量は十分とは言えない状況です。

このため、地域で活動している様々な団体や非営利活動法人等に対して各種研修を実施する等により人材育成を行うとともに、新たな障がい福祉サービス等提供事業者を誘導する等、見込量の確保のため、基盤の充実を図ります。

3) 近隣市町村等との広域的な連携

本市では、障がい者等の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障がい福祉サービス等が選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、地域生活のニーズに応えられる環境づくりを進められるよう、県及び近隣市町村等の関係機関との連携を強化します。

資料編

大和市の障がい者の状況について

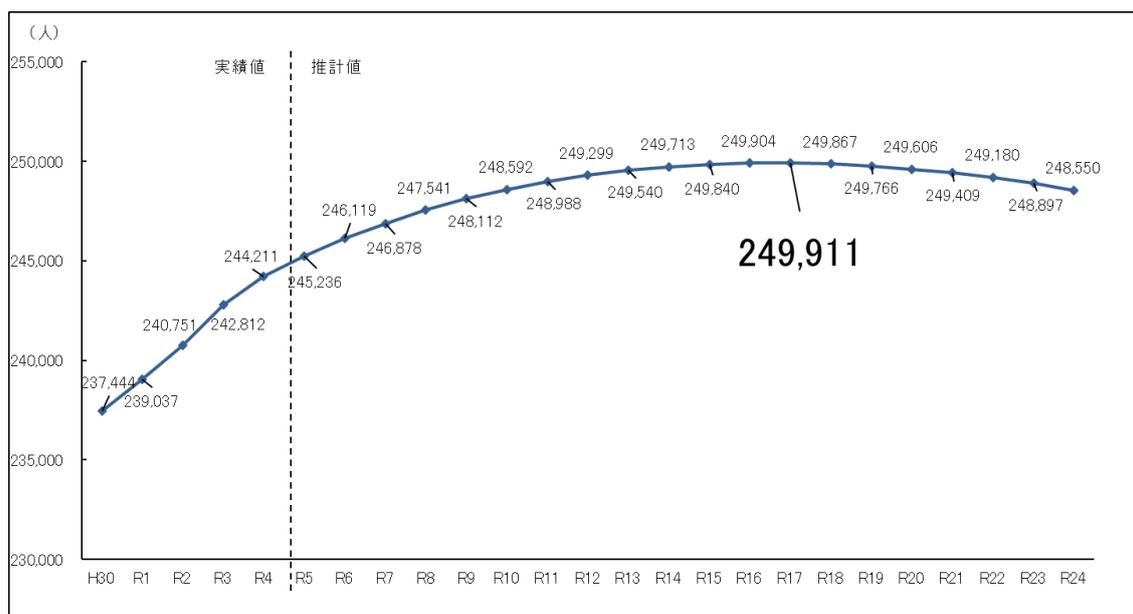
大和市の人口の状況

1 人口の推移

大和市の総人口は市制施行以来一貫して増加してきました。

令和4年に実施した調査によれば、今後しばらく増加傾向が続き、令和17年にピーク(249,911人)を迎え、その後緩やかに減少していく見通しです。

グラフ1 大和市の人口の推移(令和5年6月1日現在 243,191人)

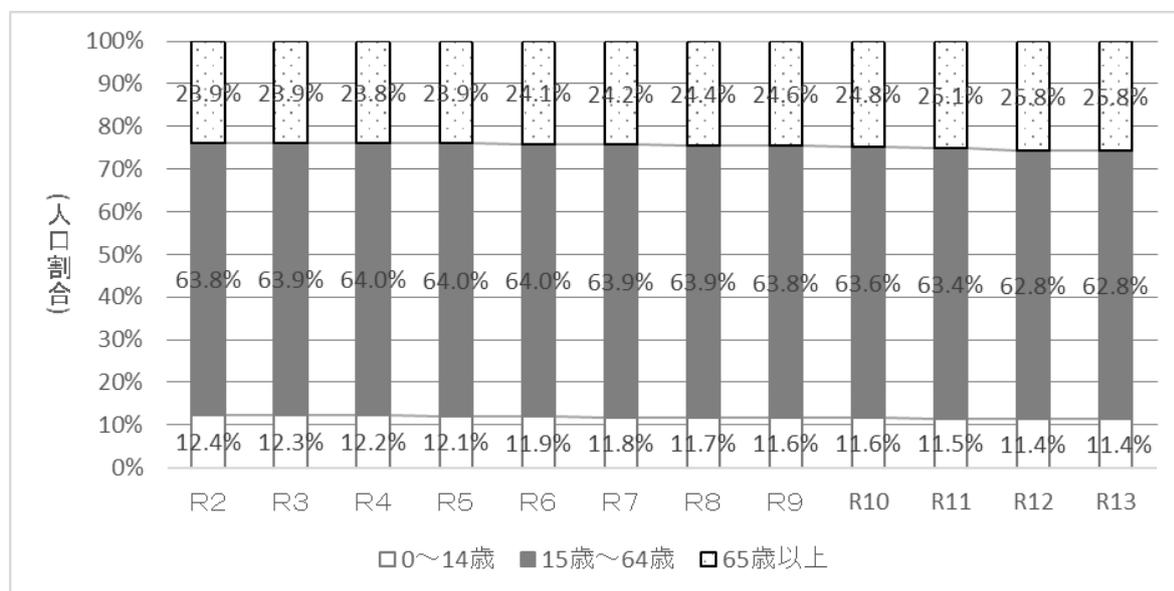


資料)健康都市やまと総合計画策定にあたっての将来人口推計

2 人口の年齢構成の見通し

年齢の構成は、少子高齢化の傾向が年々顕著になり、令和11年には4人に1人が65歳以上の市民になると予測されます。また、市の総人口に占める年少人口(0歳から14歳までの人口)減少傾向が続き、今後も総人口に対する年少人口の割合は減少し、少子化の傾向が強まると予測されます。

グラフ2 人口の年齢構成の見通し



資料)健康都市やまと総合計画策定にあたっての将来人口推計

障がい者数

1 障害者手帳所持者の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者は5,790人、療育手帳所持者(知的障がい者)は2,183人、精神障害者保健福祉手帳所持者は2,432人でした。

平成26年以降の手帳所持者数は増加傾向にあり、身体障がい者数はほぼ横ばいであるものの、知的障がい者数は1.47倍、精神障がい者数は1.96倍となっています。

表1 障害者手帳所持者数の推移

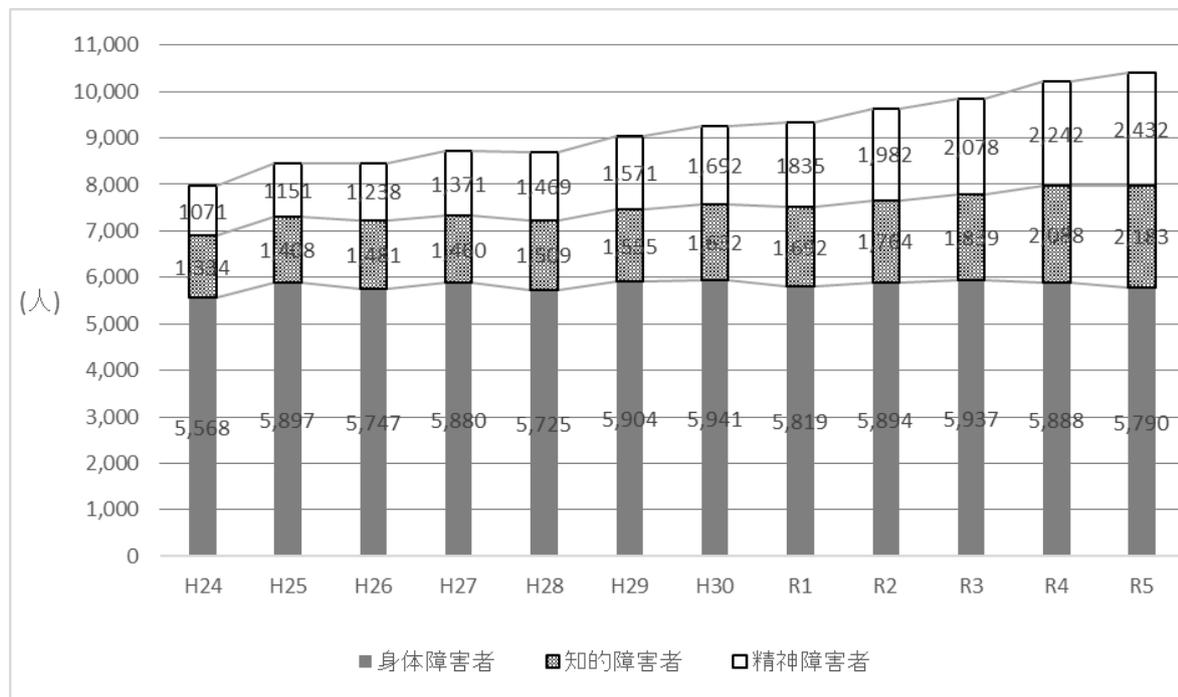
各年3月末現在(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
身体障害者	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819	5,894	5,937	5,888	5,790
知的障害者	1,481	1,460	1,509	1,555	1,632	1,692	1,764	1,839	2,088	2,183
精神障害者	1,238	1,371	1,469	1,571	1,692	1,835	1,982	2,078	2,242	2,432
人口(参考)	232,621	232,922	233,942	235,190	235,846	237,446	240,751	242,812	244,211	245,236

資料)大和市「保健と福祉」各年版

※R5年の人口(参考)については令和5年6月1日現在

グラフ3 障害者手帳所持者数の推移



2 身体障がい児者(身体障害者手帳所持者)

令和5年の身体障害者手帳所持者は、5,790人でした。平成26年からみると、年度ごとに増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。

級別の所持者数は以下のとおりです。重度である1級・2級の手帳所持者が全体の53%と半数を占めています。(令和5年3月末現在)

表2 身体障害者手帳所持者の推移 各年3月末現在(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1級	2,128	2,206	2,154	2,260	2,256	2,249	2,262	2,318	2,267	2,205
2級	968	965	938	945	957	888	887	889	865	864
3級	800	790	758	778	792	784	823	803	819	802
4級	1,300	1,346	1,299	1,329	1,338	1,299	1,318	1,330	1,334	1,320
5級	264	270	271	283	294	289	291	287	285	270
6級	287	303	305	309	304	310	313	310	318	329
合計	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819	5,894	5,937	5,888	5,790

資料)大和市「保健と福祉」各年版

障がい部位別にみると、令和5年では、肢体不自由が2,624人で、全体の半数近くを占めています。その次に、心臓、じん臓、聴覚、視覚の順に多くなっています。

表3 障がい部位別数 各年3月末現在(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
視覚	353	362	353	365	364	363	364	368	380	387
聴覚	440	474	470	482	496	492	515	520	515	520
平衡機能	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2
音声言語	77	58	53	50	54	53	53	44	51	52
肢体不自由	3,060	3,087	2,969	3,013	2,979	2,836	2,819	2,784	2,704	2,624
心臓	862	914	918	973	1,005	1,024	1,053	1,092	1,107	1,106
じん臓	564	578	570	603	613	635	659	674	669	651
呼吸器	67	67	61	68	66	56	60	56	55	47
膀胱又は直腸	246	256	252	266	271	269	275	292	305	298
小腸	5	4	4	5	6	4	4	4	4	4
肝臓	12	12	11	12	14	13	15	19	18	23
その他	60	66	63	66	72	73	76	82	79	76
合計	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819	5,894	5,937	5,888	5,790

資料)大和市「保健と福祉」各年版

3 知的障がい児者(療育手帳所持者)

令和5年の療育手帳の所持者は、2,183人でした。平成26年に対し、1.47倍に増加しています。平成26年からの動向をみると、最重度者、重度者はそれぞれ1.25倍、中度者は1.33倍、軽度者は1.83倍にそれぞれ増加しています。

令和5年の知的障がい者の障がい程度別の構成比をみると、最重度(A1)が16.3%、重度(A2)が16.8%、中度(B1)が23.5%、最も増加傾向の大きい軽度(B2)が43.2%となっています。

表4 療育手帳数(知的障がい者)の推移 各年3月末現在(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
最重度(A1)	287	277	284	292	293	303	307	314	345	357
重度(A2)	293	276	287	297	306	314	335	337	359	367
中度(B1)	386	392	388	383	396	401	403	429	498	514
軽度(B2)	515	515	550	583	637	674	719	759	886	945
合計	1,481	1,460	1,509	1,555	1,632	1,692	1,764	1,839	2,088	2,183

資料)大和市「保健と福祉」各年版

4 精神障がい児者(精神障害者保健福祉手帳所持者)

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者は、2,432人でした。

平成26年以降の動向をみてみると、手帳所持者は1.96倍になり、大きく増加しています。

表5 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 各年3月末現在(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1級	134	142	144	151	144	148	156	163	174	180
2級	711	780	853	911	982	1,061	1,134	1,197	1,303	1,408
3級	393	449	472	509	566	626	692	718	765	844
有効手帳数	1,238	1,371	1,469	1,571	1,692	1,835	1,982	2,078	2,242	2,432

資料)大和市「保健と福祉」各年版

5 自立支援医療(精神通院)受給者数

令和5年の自立支援医療(精神通院)受給者は、4,575人でした。

平成26年以降の動向をみると、人数は1.42倍になり、大きく増加しています。

表6 自立支援医療(精神通院)受給者の推移

各年3月末現在(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人数	3,205	3,316	3,417	3,552	3,670	3,884	4,060	4,619	4,270	4,575

資料)大和市「保健と福祉」各年版

6 障がい児の手帳所持者の推移について

(1) 身体障がい児について

令和5年の児童(18歳未満)の身体障害者手帳所持者は合計で127人でした。

障がい重い1級・2級の手帳所持者が全体の67%と全体の3分の2以上を占めています。

表7 身体障害者手帳所持者の18歳未満・以上の級別内訳について

各年3月末現在(単位:人)

	R2		R3		R4		R5	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	60	2,202	62	2,256	71	2,196	63	2,142
2級	15	872	16	873	20	845	22	842
3級	32	791	31	772	28	791	24	778
4級	13	1,305	14	1,316	19	1,315	12	1,308
5級	1	290	2	285	3	282	1	269
6級	8	305	8	302	7	311	5	324
合計	129	5,765	133	5,804	148	5,740	127	5,663

資料)大和市「保健と福祉」各年版

(2) 知的障がい児について

令和5年の児童の療育手帳所持者は、738人でした。令和2年と比較すると、84人増加しています。軽度(B2)の手帳所持者が全体の59%と半数以上を占めています。

表8 療育手帳所持者の18歳未満・以上の種類別内訳について 各年3月末現在(単位:人)

	R2		R3		R4		R5	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
最重度 (A1)	71	236	69	245	64	281	70	287
重度(A2)	103	232	101	236	99	260	103	264
中度(B1)	111	292	126	303	138	360	132	382
軽度(B2)	369	350	381	378	416	470	433	512
合計	654	1,110	677	1,162	717	1,371	738	1,445

資料)大和市「保健と福祉」各年版

2. アンケート調査結果

1) 調査目的

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定にあたり、本市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的とし、各団体の現状と課題や今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。

2) 調査対象

調査対象は、サービス提供事業者、保育・学校、当事者団体等、障がい福祉の現場に係わる団体を選定しました。

1. 障がい福祉事業者・支援機関 … 11 団体

団体名	備考
社会福祉法人 福慶会	施設入所支援、生活介護（身体）、相談支援等
社会福祉法人 やまねっと	就労継続支援（知的、身体）、生活介護（知的）等
社会福祉法人 県央福祉会	短期入所、地域活動支援センター、相談支援等
特定非営利活動法人 ボイスの会	就労継続支援（精神）
特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ想	居宅介護、重度訪問介護 等
社会福祉法人 すずらんの会	基幹相談支援センター、就労支援、相談支援等
特定非営利活動法人 かながわ精神障害者就労支援事業所の会	就労継続支援（精神）
社会福祉法人 しらかし会	福祉型児童発達支援センター、相談支援 等
特定非営利活動法人 サポートハウス・ワンピース	放課後等デイサービス 等
株式会社 カスケード東京	放課後等デイサービス、児童発達支援 等
大和市社会福祉協議会	地域福祉推進の中核的組織

2. 保育・学校 … 8団体

団体名	備考
教育委員会指導室	
保育園	市内保育園代表
瀬谷支援学校	特別支援学校
三ツ境支援学校	特別支援学校
ひなたやま支援学校	特別支援学校
座間支援学校	特別支援学校
藤沢支援学校	特別支援学校
栄真学園	サポート校

3. 当事者・関係団体 … 9団体

団体名	備考
大和市身体障害者福祉協会	肢体不自由
大和市身体障害者福祉協会視覚部	視覚障がい
大和市身体障害者福祉協会聴覚部	聴覚障がい
大和市肢体不自由児者父母の会	重度心身障がい
大和市手をつなぐ育成会	知的障がい
大和市自閉症児・者親の会	発達障がい
大和市精神障害者家族会（さくら会）	精神障がい
やまとまと	精神障がい
大和市腎友会	内部障がい

3) 調査方法

郵送によるアンケート調査

4) 実施期間

令和5年8月15日～9月8日

5) アンケート調査の結果

各関係団体から、様々な意見、指摘をいただきました。各団体の意見を踏まえた問題点、課題のうち、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するものは次の通りとなります。

【障がい福祉計画】 (障がいサービス等)	現状・課題
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○質、量ともにサービスを提供する事業者に課題意識がある。マンパワー不足がサービスの質の提供の原因となっているとの指摘がある。 ○市内に事業所が不足しており、サービス調整が難航しているとの意見があった。
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所について、ニーズに対して量が不足しているとの指摘が多かった。特に医療的ケアが必要な方が利用できる施設の不足が指摘されている。利用調整も難航しており、事業所側の苦心が見て取れる。 ○就労継続支援 B 型作業所については、工賃の向上についての取組みの必要性が事業者、当事者団体双方から指摘されている。
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームは増加傾向にあるが、様々な障がい特性や医療的ケアが必要な方に対応できる状況が整備されているとまでは言えない。また、質の担保も課題であると指摘されている。 ○女性専用のグループホームが必要との意見がある。 ○入所施設は市内に 1 施設しかないことから、量・利用しやすさが不足しているとの指摘が多かった。
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○大和市では、ほぼすべてのサービス利用者に対して相談支援専門員がついているが、反面計画相談事業所の負担感や事業継続に対する危機感が強く表れた結果となった。 ○報酬体系と業務の現状に乖離があり、人員確保が難航している。 ○事業所への負担を軽減することで人材の確保やサービスの質に関する課題にも対応していく必要があるとの意見があった。

【障がい福祉計画】 (地域生活支援事業)	現状・課題
相談支援事業 (なんでも・そくだん・やまと)	<p>○相談支援事業所(なんでも・そくだん・やまと)の存在を知らないという意見が多く、当事者含め周知活動を充実させる必要がある。</p> <p>○複合的な問題(8050 問題等)を抱える世帯に対応するために、高齢者の介護関連事業所等と更なる連携を図るなど、属性を問わない支援体制の構築を見据えた制度設計をしていく必要があるとの意見があった。</p>
意思疎通支援事業	<p>○意思疎通支援については、充足しているという意見が多かった。</p> <p>○夜間、緊急時には基本的に通訳者等の派遣ができないことから、派遣の枠を拡大してほしいとの意見があった。</p>
日常生活用具給付事業	<p>○日常生活用具給付事業については、充足しているという意見が多かった。</p>
移動支援事業	<p>○移動支援のニーズは非常に高いが、事業所や人材不足により量や利用しやすさが不足しているとの意見が多くを占めた。</p> <p>○サービスが充足していない原因の分析が必要との指摘があった。</p>
地域活動支援センター事業	<p>○現在市内には精神障がい者が対象の施設 1 カ所しかなく、知名度、量ともに不足している。充実が課題となっている。</p>
日中一時支援事業	<p>○サービス提供事業所が少ないため、選択肢が限られているという意見が多かった。</p>
訪問入浴事業	<p>○サービスは最大週2回であり、それ以上利用する場合は自己負担となることに対し、回数の増加を求める意見があった。</p>
成年後見制度支援事業	<p>○成年後見人制度への関心は高い一方、制度理解が十分進んでおらず、利用までのハードルも高い印象がある。</p> <p>○利用者がメリットを感じられるよう、利用支援の拡充も必要である。</p>

【障がい児福祉計画】	現状・課題
訪問系サービス 【新設】	<p>○サービスを提供している事業所が少ないため、支援の選択肢が限られている。</p> <p>○家庭全体への支援が必要な場合が多く、他機関との連携が必要な場合が多い。</p>
日中活動系サービス	<p>○事業所によって療育の質にばらつきがある。</p> <p>○児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は全体的には増加しているが、利用児童が増加していることも影響し、保護者のニーズには十分に答えきれているとは言えない。</p> <p>○保育所等訪問支援はサービス提供事業所が少ないため、利用しにくいことがある。</p>
障がい児相談支援	<p>○相談支援事業について、事業所・当事者ともに有意義であるとする意見がみられた。一方で、利用者に対して市内の相談支援事業所および相談支援専門員の数が少ないことによる、相談員の負担増と、それに伴う相談事業の質の維持や事業継続への強い危機感が現れた結果となった。</p> <p>○対象児がますます増加し、支援困難なケースも増加するなかで、必要となる事業所および相談員の数の確保や、相談員の負担軽減および相談事業の質の維持が課題である。</p>

3. 策定経過

日程	事項
令和5年 7月13日	第1回大和市障がい者福祉計画審議会 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について ・大和市の障がい者の状況について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理について
令和5年 7月24日	大和市障害者自立支援協議会 第1回定例会 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定について報告
令和5年 11月22日	第2回大和市障がい者福祉計画審議会 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定のための アンケート調査報告等について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の方向性について
令和6年 1月23日	第3回大和市障がい者福祉計画審議会 ・計画策定に係る諮問について ・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の計画案について
令和6年 2月14日	大和市障害者自立支援協議会 第2回定例会 ・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の計画案について
令和6年 3月19日	第4回大和市障がい者福祉計画審議会 ・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 にかかる答申について

4. 大和市障がい者福祉計画審議会委員名簿

氏名（敬称略）	分野
◎隅河内 司	学識関係者
○関水 正之	医療経験者
守田 貴	教育関係者
佐藤 倫孝	障がい福祉に関する事業者
内藤 則義	障がいのある市民又は家族
春日 恵美子	障がいのある市民又は家族
浦本 義夫	障がいのある市民又は家族
榎本 麻美子	社会福祉協議会の職員
東海林 更二郎	民生委員
金高 久美子	関係行政機関の職員
星 香澄	関係行政機関の職員

◎会長 ○会長職務代理

大和市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月 令和6年(2024)年3月

編集・発行 大和市 健康福祉部 障がい福祉課 電話 046-260-5665

こども部 すくすく子育て課 電話 046-260-5673

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号